

25.8.11

IX-75

9-2
2-40IX
75

教育委員会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育委員会法（昭和二十三年法律第二百七十号）第五十四条の規定に基き、この政令を制定する。

教育委員会法施行令（昭和二十三年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 学校の保健に関する保健所の協力等の基準

（一 課旨）

第七条 教育委員会法第五十四条の二の規定により、教育委員会が地方公共団体の長に対し保健所の協力を求め、また保健所が教育委員会に助言と援助を与える場合の基準に関しては、この章の定めるところによる。

（一 関係保健所）

第八条 教育委員会が、その所管する学校の保健に関する協力を求め、また、同条の助言と援助を受ける保健所は、当該学校の所在する地域を所轄する保健所とする。一以下この協力関係に立つ教育委員会又は学校及び保健所を、それぞれ相互に関係教育委員会又は関係学校及び関係保健所と称する。一

（一 協力を求める事項）

第九条 教育委員会は、左に掲げる事項について、関係保健所を設置する地方公共団体の長に対し当該保健所の協力を求めるものとする。

一 学校給食のための調理にもつばら従事する職員のふん便検査その他精密検査を行うこと。

二 学校身体検査の実施に関する技術的指導と援助を与えること。

三 児童又は生徒の保健に関する職員の特殊な訓練と指導を行うこと。

四 精密検診をする事例がある場合に、児童・生徒又は職員の精密

286
大野

検診を行い、必要に応じさらにその事後の措置をとること。

一 助言を与える事項

第十条 保健所は、関係学校の環境の衛生に関し、左に掲げる事項について、関係教育委員会又は関係学校に助言を与えるものとする。

- 一 給水及び給水施設の衛生に関すること。
- 二 下水及び汚物の処理並びにこれらの施設に関すること。
- 三 めずみ族及びくん虫の駆除に関すること。
- 四 校舎・寄宿舎・運動場・ブル及びこれらの附属施設の衛生に関すること。
- 五 食料品の選択及び配達、貯蔵、調理、供食その他その他取り扱い上の衛生に関すること。
- 六 食料品の調理施設の衛生に関すること。

2 保健所は、前項の助言を与えるために必要があるときは、当該職員をして関係学校を視察させるものとする。

一 援助を与える事項

第十二条 保健所は、左に掲げる事項について、関係教育委員会に援助を与えるものとする。

一 学校給食に關し、参考資料を提供し、及び技術上の援助を与えること。

二 学校の保健に關し、情報を与え、及び視覚聴覚教育の資料を提供すること。

2 保健所は、保健に關する特殊な訓練又は指導を行う場合には、関係教育委員会に対し、その所管に屬する学校の関係職員の参加を求めることができる。

一 企画及び実施の協議

第十三条 教育委員会は、前三条に規定する事項に關し、その企画及び実施について、あらかじめ関係保健所を設置する地方公共団体の長と協議するものとする。

2 市町村・教育委員会は、前項の規定により都道府県知事と協議すべき場合には、都道府県の教育委員会にその協議を依頼することができる。

第四章を第三章とし、第十四条を第十三条とし、以下第二十条までを一条ずつ繰り上げ、第二十一条から第二十四条までを削り、第二十五条を第二十条とし、第二十六条を第二十一条とする。

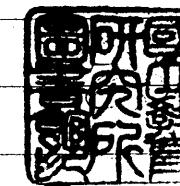
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

教育委員会法第五十四条の二の規定により、教育委員会が地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求め、また、保健所が教育委員会に助言と援助を與える場合の基準を定める必要があるからである。

25.7.7 (木)



○ 今可新改之本ノハラ書道館藏書

○ 本ノハラ書道館藏書

文部省

教育省文庫会記念館

正件理由